平成２３年（フ）第３７６号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木５丁目10番地２　ブルックパレスＣ棟202号室
破産者　清水　道弘
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６９号
埼玉県入間郡三芳町大字上富429番地27、前住所埼玉県川越市大字古谷本郷1492番地５Ｉ－２棟508号室
破産者　山中　昌生
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３５１８号
横浜市港南区港南５丁目15番10号　沼田コーポ101号室
破産者　石塚　　勉
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７１号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹３丁目８番79号
破産者　佐々木幸雄
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４４号
相模原市中央区小町通１丁目７番22号　横尾小町ハイツ202、開始決定時の住所相模原市中央区田名7422番地１　グランドハイツ小川204
破産者　大谷　　純
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１８２号
静岡県伊東市川奈1185番地の117
破産者　八木　　勉
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２２号
京都市西京区樫原硲町２番地７　ハイツ三ノ宮306
破産者　水上　和彦
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
京都府京丹後市網野町高橋662番地
破産者　石田　了三
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第８９号
京都府京丹後市網野町高橋662番地
破産者　石田　邦宏
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第２６７号
6015グランド39タワー22ソイスクンビィット39スクンビィットロードクロントンヌア町ワッタナ区バンコク都10110タイ、開始決定時の住所神戸市灘区篠原南町２丁目４番６号
破産者　田中　倫子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９９号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番６号ティーエム西多聞ビル301、従前の住所神戸市兵庫区新開地５丁目３番14―903号
破産者　ジャンスリーこと　迫田キミエ
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６１号
広島市安芸区矢野東６丁目33番29号
破産者　桝田　邦明
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７９号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地439
破産者　竹野　香織
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３７２号
広島県東広島市西条町下見4409番地３　共栄ビル
破産者　岡田　美宏
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市伊敷８丁目３番22号　倉田ビル301号
破産者　前田　　繁
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３６１号
鹿児島県鹿児島市坂之上２丁目15番37号
破産者　黒木かよ子
1　決定年月日　平成23年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１７１号
青森市大字大野字前田71番地125
破産者　田村　亮子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地38
破産者　小林　六夫
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３８１号
岩手県北上市孫屋敷６番３号　メゾン・ド・ルポ101、旧住所岩手県北上市川岸４丁目７番16―904号　アーク北上
破産者　伊藤　昌子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部